

要請期間	令和4年2月21日(月)から3月6日(日)まで
対象施設	〔飲食店〕 食品衛生法上における飲食又は喫茶店営業許可を受けている飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場等(披露宴等を行うホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)も含む)
要請内容	<北海道飲食店感染防止対策認証店> ・ 次のいずれかを選択すること (当初の選択は変更不可) 営業時間： 5時～21時 酒類提供： 11時～20時 又は 営業時間： 5時～20時 酒類提供： 終日停止 <上記以外の飲食店等> 営業時間： 5時～20時 酒類提供： 終日停止 <留意事項> ※要請期間中に認証店となった場合 認証を受けた日から認証店の要請 内容に変更となる。 ※酒類提供は利用者による酒類の店内持込を含む。 ・ 同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする ※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用は行わない。 ・ 業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目の遵守 ◆業種別ガイドライン (内閣官房のホームページ) https://corona.go.jp/prevention/  ◆感染防止対策チェックリスト項目 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/8/1/1/9/2/4/_/checklist_v2.pdf  ・ カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う
お問い合わせ	【要請内容及び第三者認証制度に関するお問い合わせ】 ■ 北海道感染防止対策協力支援金事務局 011-350-7377 (受付時間：8:45～17:30) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyouseihtml  ■ 北海道飲食店感染防止対策認証制度 0570-783-816 (受付時間：平日 9:00～18:00) https://do-safety.jp/ 

